

**「座間味偕生園ケアプランセンター」**  
**離島等相当居宅介護支援 重要事項説明書**

当事業所はご利用者に対して居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

(改定：令和7年2月16日)

**☆居宅介護支援とは**

利用者が居宅での介護サービスやその他保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 利用者の心身の状況や利用者や契約者の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及び契約者、指定居宅サービス事業者との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者と利用者及び契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも、サービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3～5
6. サービスの利用に関する留意事項	5～6
7. 事故発生時の対応について	6
8. 緊急時の対応方法について	6
9. 苦情受付について	6～7
10. 個人情報の取り扱いについて	7～8
11. 高齢者虐待防止について	8
12. 身体拘束廃止について	8
13. 認知症ケアについて	8～9
〈重要事項説明書付属文書〉	
1. サービス提供における事業者の義務	9
2. 損害賠償について	9
3. サービス利用をやめる場合について	9～10

## 1. 事業者：施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 偕生会
- (2) 法人所在地 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目390番地
- (3) 電話番号 098-886-2844
- (4) 代表者氏名 理事長 安里 政晃
- (5) 設立年月日 昭和47年5月9日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業の種類 離島等相当居宅介護支援事業所：平成24年10月1日  
(沖縄県第4799910023号)
- (2) 事業の目的 この事業所は、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状態に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように支援することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 座間味偕生園 ケアプランセンター
- (4) 事業所の所在地 沖縄県島尻郡座間味村字座間味西原434-10
- (5) 電話番号 098-987-3560
- (6) 事業所管理者 氏名 宮平 三枝子
- (7) 運営方針 利用者が要介護状態等にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、公平中立な居宅介護支援を行います。

## 3. 事業実施地域及び営業時間

### (1) 営業日及び営業時間

営業日	月～金 (但し、土日祝祭日、12月31日～1月3日は休日)
受付時間	月～金 9:00～16:00
サービス提供時間帯	月～金 9:00～17:00

\*上記以外の時間帯でも各ケアマネの業務用携帯電話により24時間体制で対応します。

### (2) 事業実施地域

座間味村内

## 4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して離島等相当居宅介護支援サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

### 〈主な職員配置状況〉

職 種	職 員
1. 管理者 (介護支援専門員兼務)	1名 (常勤兼務)

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、利用者の利用料負担はありません。

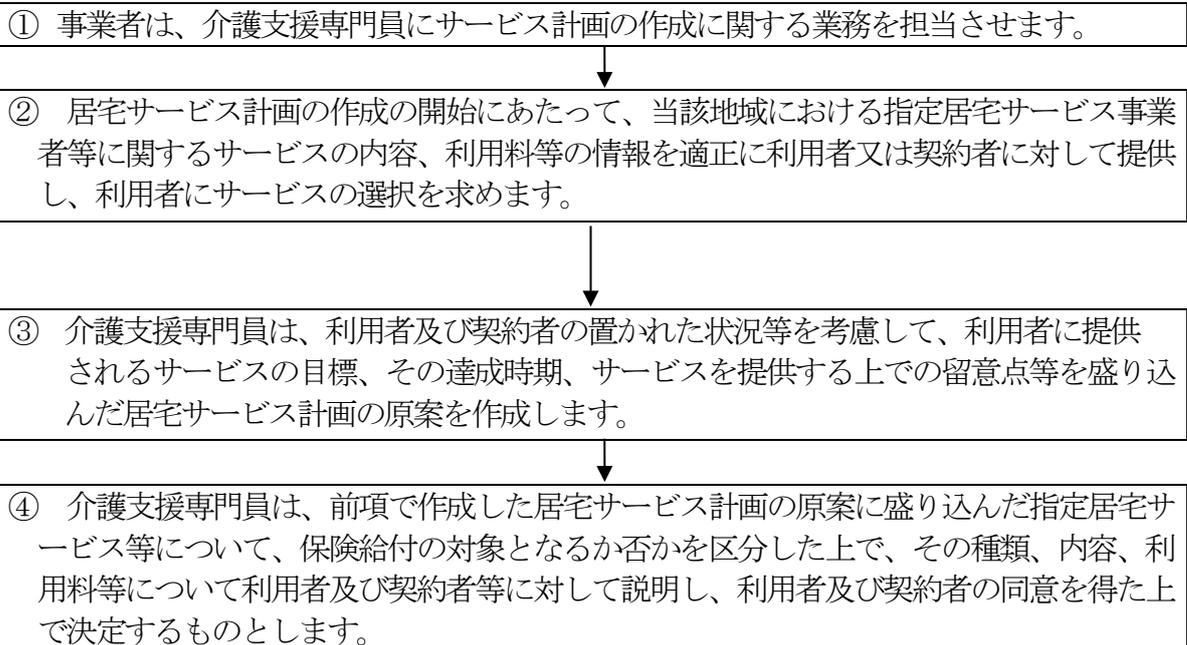
### (1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

#### <サービスの内容>

#### ① 居宅サービス計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

#### <居宅サービス計画作成の流れ>



#### ①居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・利用者及び契約者等、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・利用者及び契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

#### ②居宅サービス計画の変更

契約者及び利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者及び契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

#### ③介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合、又は利用者及び契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

## <サービス利用料金>

離島等相当居宅介護支援に関するサービス料金について、事業者が法律の規程に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払下さい。

要介護1・2	要介護3～5
12,490円	16,230円

\*この金額は、居宅介護支援費に特定地域居宅介護支援加算(15%)を加算した金額です。

\*新規の利用者については、初回時の場合は**3,000円/月**を加算いたします。

\*退院・退所時に当たり、病院等の職員と面談し利用者に関する必要な情報提供を受けて、居宅サービス計画書を作成し、サービス利用の調整を行った場合は以下の加算を行います。

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	4,500円	6,000円
連携2回	6,000円	7,500円
連携3回	×	9,000円

\*入院時情報連携加算（Ⅰ）介護支援専門員が入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合に2,500円が加算されます。

\*入院時情報連携加算（Ⅱ）介護支援専門員が入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合に2000円が加算されます。

\*緊急時等居宅カンファレンス加算。病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師または看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合、1月に2回を限度として2000円/1回加算されます。

\*通院時情報連携加算 利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師等の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けたうえで、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合は、利用者1人につき500円/月1回を限度として加算されます。

\*ターミナルケアマネジメント加算。死亡日及び死亡日前14日位以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合、4000円/月加算されます。

\*看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等を行うが、サービス利用実績がない場合も居宅介護支援費を算定することがあります。

## <利用料金のお支払方法>

前記（1）の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月10日までに以下のいずれかの方法でお支払下さい。

- ア. 窓口での現金支払い
- イ. 下記指定口座への振り込み  
    福) 偕生会 理事長 安里 政晃  
    沖縄銀行 石嶺支店 普通預金 1514362
- ウ. 金融機関口座からの自動引落とし（1回につき110円の手数料がかかります）  
    ご利用できる金融機関：沖縄銀行、琉球銀行、農協共同組合、ゆうちょ銀行

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

### (2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

#### ① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員の交替をすることがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、利用者及び契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

#### ② 利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、利用者又は家族は事業者に対して介護支援専門員の交代を申し出ることができます。ただし、引継ぐ事業所や他の介護支援専門員が居ない場合は、ご希望に添えないこともございます。

### (3) 利用者への居宅訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握の為、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問します。但し、利用頻度の目安以外にも利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することができます。また、以下の要件を満たした場合、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用する事も可能とします。

① 利用者の同意を得ること。

② サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の同意を得ること。

1) 利用者の状態が安定していること。

2) 利用者がテレビ電話装置等に介して意思疎通ができること  
(家族のサポートがある場合も含む)

3) テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。

③ 少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問すること。

## 7. 事故発生時の対応について

① 代表者は、居宅介護支援の提供により事故が発生した場合、速やかに利用者の家族、関係市町村に連絡を取るとともに、事故に遭われた方の救済、事故の拡大防止などの必要な措置を講ずるものといたします。

② 事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合に

は損害賠償を速やかに行うものとし、その事故状況、採った処置などを記録に残し保管するものとします。

## 8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、容体の変化等があった場合は、事前の打合せにより、かかりつけ医、役場、ご家族、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者等に連絡します。

## 9. 苦情受付について（契約書第17条参照）

### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ① 苦情受付窓口

担当者：宮平 三枝子 電話（098）－987－3560

責任者：鍋田 倫子

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

沖縄県介護保険広域連合	所在地：読谷村字比謝江55番地 2階 電話番号：098－911－7502（代表） 受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝祭日は除く）
沖縄県国民健康保険団体連合会	所在地：那覇市西3丁目14番18号 電話番号：098－860－9026 受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝祭日は除く）
沖縄県サービス適正化委員会	所在地：那覇市首里石嶺町4丁目373番1号 電話番号：098－882－5704 受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝祭日は除く）
座間味村役場 住民課	所在地：島尻郡座間味村字座間味109 電話番号：098－896－4045 受付時間：9：00～17：00（土・日・祝祭日除く）

## 10. 個人情報の取り扱いについて（秘密保持）

- (1) 個人情報の収集は、その利用目的の範囲を説明し、同意を得た上で収集します。
- (2) 個人情報の使用は、同意を得た利用目的の達成に必要な範囲内において適正に使用します。
- (3) 同意または依頼のない限り、個人情報を第三者に提供することはいたしません。同意・依頼の下で、個人情報の提供・預託を行う場合においても、提供・預託先が適正に管理するよう監督いたします。
- (4) 全職員へ「個人情報の保護に関する誓約書」の署名をもって取り交わし、職員の退職後も個人情報の漏洩を予防いたします。

### 《個人情報を利用させていただく範囲》

- ① ケアセンターによる適切な通所介護サービスの提供のため
- ② 提供したサービスに関する請求業務などの介護保険事務のため

- ③ サービス提供にかかる利用開始・終了手続きなどの管理運営業務のため
- ④ 居宅サービスの適切な提供のための、他の居宅サービス事業者との連携（サービス担当者会議など）、照会への回答のため
- ⑤ 緊急を要する場合の、医師や救急隊への連絡のため
- ⑥ ご家族に対するご本人の心身の状況や利用状況に関する報告のため
- ⑦ 当事業所のサービスの、維持・改善に資する基礎資料（アンケート等）の作成のため
- ⑧ 当事業所で行われる職員研修における事例検討のため
- ⑨ 当事業所で行われる学生等の実習教育のため
- ⑩ 審査支払い機関（国保連）や保険者からの照会など、法令上応じることが義務付けられている事項のため
- ⑪ 外部監査機関・サービス評価機関への情報提供のため
- ⑫ 損害賠償保険・傷害保険等に係る保険会社等への相談・届出のため
- ⑬ その他、特に目的を特定の上、同意を得て収集した個人情報については、その利用目的に沿う範囲

#### 《利用者ご本人の映像・写真について》

利用者ご本人の映像や写真を、当センターの

- ホームページ
- パンフレット
- 広報誌
- センター内掲示物 に使用することを同意します。（同意するものにチェック）
- 

### 1 1. 高齢者虐待防止について

- (1) 事業者は、利用者などの人権擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講ずるものとし、
  - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図るものとする。
  - ② 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
  - ③ 虐待を防止するための従業員の人権意識の向上や知識・技術のための研修を実施する。
  - ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- (2) 従業員が支援に当たって新任職員及び業務上のストレス・悩み相談のある職員には悩みを相談できる体制を整備する。
- (3) サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報します。その際には市町村等が行う調査に協力するよう努めます。  
また、利用者および家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をします。

### 1 2. 身体拘束廃止について

利用者などに対する身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない為にも（利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合は除く）支援にあたっての相談ができる体制を整える他必要な措置を講ずるものとし、

- (1) 研修及び身体拘束廃止委員会などを通じて、全ての職員の人権意識の向上や知識技術の向上に努める。
- (2) 厚生労働省は策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いを行うものとする。

### 13. 認知症ケアについて

従業者に対する研修の実施について

- (1) 事業所は、認知症に関する十分な知識と理解を習得し、専門性と資質の確保・向上を目的とし定期的に研修を実施する。
- (2) 認知症ケアの方法について認知症高齢者に対する対応として、総合的なアセスメントを踏まえ環境、チームケアを統一することで、認知症高齢者のニーズに即した生活支援を行う。
- (3) パーソンセンタードケア(いつでも どこでも その人らしく)本人の自由意思を尊重したケア実践する。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業者では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、利用者又は契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② 利用者又は契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他ご契約から申し出があった場合には、利用者又は契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

### 2. 損害賠償について（契約書第12条参照）

事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

### 3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）（契約書第13条参照）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが

仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立・要支援と判断された場合
- ③ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- ⑥ 利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

#### (1) 利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の1ヶ月前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合

- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

**(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第16条参照)**

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

令和 年 月 日

離島等相当居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項を説明し、同意を得て交付しました。

座間味偕生園 ケアプランセンター  
説明者職名 介護支援専門員

氏 名 : 宮平 三枝子 印

私は、本書面により、事業者から離島等相当居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意し、本書面を受領しました。

利 用 者

住 所 : 座間味村字座間味 番地

氏 名 : \_\_\_\_\_

家族(代理人)

住 所 : 座間味村字座間味 番地

氏 名 : \_\_\_\_\_ (続柄 : \_\_\_\_\_)